

飼料添加物販売業者事業廃止届

年 月 日

和歌山県知事

殿

住所

氏名

さきに 年 月 日付で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律  
第50条第2項の規定により飼料添加物販売業者の届出をしたが、年 月 日限り  
で事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。